

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 1 編 海上災害対策編 (略)	第 1 編 海上災害対策編 (略)	

福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																				
第2編 航空災害対策編 第1章～第2章（略） 第3章 災害応急対策計画 第1節（略） 第2節 活動体制の確立（略） 第1～第3（略） 第4 県の活動体制 1 関係課の所掌事務 航空災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>担当課</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>防災危機管理局</td><td>・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整</td></tr><tr><td>県民情報広報課</td><td>・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。</td></tr><tr><td>空港事業課</td><td>・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>医療指導課</td><td>・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</td></tr></table> 2 配備態勢 県は、航空災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。 （1）（略） （2）災害対策本部の設置	担当課	所掌事務	防災危機管理局	・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整	県民情報広報課	・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。	空港事業課	・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。	医療指導課	・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。	第2編 航空災害対策編 第1章～第2章（略） 第3章 災害応急対策計画 第1節（略） 第2節 活動体制の確立（略） 第1～第3（略） 第4 県の活動体制 1 関係課の所掌事務 航空災害に係る主な関係課の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>担当課</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>防災危機管理局</td><td>・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整</td></tr><tr><td>県民情報広報課</td><td>・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。</td></tr><tr><td>空港対策局</td><td>・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>医療指導課</td><td>・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</td></tr></table> 2 配備態勢 県は、航空災害の通報を受けたときは、次に掲げるところにより必要な対策をとる。 （1）（略） （2）災害対策本部の設置	担当課	所掌事務	防災危機管理局	・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整	県民情報広報課	・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。	空港対策局	・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。	医療指導課	・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。	所管の変更に伴う修正
担当課	所掌事務																					
防災危機管理局	・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整																					
県民情報広報課	・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。																					
空港事業課	・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。																					
医療指導課	・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。																					
担当課	所掌事務																					
防災危機管理局	・航空事業者及び消防庁との連絡調整に関すること。 ・被害情報の収集及び取りまとめ並びに関係機関への伝達に関すること。 ・市町村に対する情報伝達及び応急対策上必要な指示に関すること。 ・事故対策本部等の設置に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要とする応急対策の実施に関する連絡調整																					
県民情報広報課	・被害状況、防災関係機関の活動状況等の報道発表に関すること。																					
空港対策局	・空港管理者等との連絡調整に関すること。 ・その他関係機関との連絡調整に関すること。																					
医療指導課	・救護班の編成及び派遣に関すること。 ・福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣に関すること。 ・医療関係機関、団体等との連絡に関すること。																					

■福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																		
災害の規模又は被害の状況等から、県として総合的な災害応急対策を効果的に実施するため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。 【配備の種類と配備基準】（丸数字は動員数） <table> <tr> <th>配備の種類</th><th>配備の時期</th><th>配備基準（総括を除く）</th></tr> <tr> <td>事故対策本部 （災害警戒本部）</td><td>事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td><td>防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td></tr> <tr> <td>災害対策本部</td><td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td><td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。</td></tr> </table> 第5～第9 （略） 第3節～第5節 （略）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括を除く）	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。	災害の規模又は被害の状況等から、県として総合的な災害応急対策を効果的に実施するため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。 【配備の種類と配備基準】（丸数字は動員数） <table> <tr> <th>配備の種類</th><th>配備の時期</th><th>配備基準（総括を除く）</th></tr> <tr> <td>事故対策本部 （災害警戒本部）</td><td>事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td><td>防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港対策局 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td></tr> <tr> <td>災害対策本部</td><td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td><td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。</td></tr> </table> 第5～第9 （略） 第3節～第5節 （略）	配備の種類	配備の時期	配備基準（総括を除く）	事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港対策局 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課	災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。	所管の変更に伴う修正
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括を除く）																		
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																		
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。																		
配備の種類	配備の時期	配備基準（総括を除く）																		
事故対策本部 （災害警戒本部）	事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき	防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港対策局 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課																		
災害対策本部	事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき	組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節 組織動員計画による。																		

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第3編 鉄道災害対策編 (略)	第3編 鉄道災害対策編 (略)	

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 4 編 道路災害対策編 (略)	第 4 編 道路災害対策編 (略)	

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 5 編 危険物等災害対策編 (略)	第 5 編 危険物等災害対策編 (略)	

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 6 編 大規模な火事災害対策編 (略)	第 6 編 大規模な火事災害対策編 (略)	

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第7編 林野火災対策編 第1章 （略） 第2章 災害予防計画 第1節 林野火災に強い地域づくり 第1 監視体制等の強化 1 県 県域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、<u>森林保全巡視指導員及び森林保全推進員</u>を配置し林野火災の予防を強化する。 (1) <u>森林保全巡視指導員と森林保全推進員</u>の配置 森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、<u>34名の森林保全巡視指導員と50名の森林保全推進員</u>を配置し、巡視を行う。 (2) <u>森林保全巡視指導員と森林保全推進員</u>の職務 <u>森林保全巡視指導員と森林保全推進員</u>の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。 ア～エ （略） 2～3 （略） 第2～第3 （略） 第2節～第4節 （略） 第3章～第4章 （略）	第7編 林野火災対策編 第1章 （略） 第2章 災害予防計画 第1節 林野火災に強い地域づくり 第1 監視体制等の強化 1 県 県域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、<u>森林保全巡視員</u>を配置し林野火災の予防を強化する。 (1) <u>森林保全巡視員</u>の配置 森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、<u>26名の森林保全巡視員</u>を配置し、巡視を行う。 (2) <u>森林保全巡視員</u>の職務 <u>森林保全巡視員</u>の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。 ア～エ （略） 2～3 （略） 第2～第3 （略） 第2節～第4節 （略） 第3章～第4章 （略）	国の制度改正に伴う修正

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第 8 編 放射線災害対策編 (略)	第 8 編 放射線災害対策編 (略)	